

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則…

（福祉保健局保健政策部疾病対策課）…一

### 告示

○建築基準法による道路位置の指定の取消し…

（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…四

○建築基準法による道路位置の指定の変更…

（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…四

○都営住宅の地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額変更…

（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…四

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（二件）…

（建設局道路管理部監察指導課）…四

### 告示（消）

○消防団員証規程の一部改正…

### 公告

○開発行為に関する工事完了（二件）…

（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…八

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出…

### 雑報

○当せん金付証券の発売委託…

（全国自治宝くじ事務協議会）…二

○全国自治宝くじの発売（二件）…

（同）…二

## 規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年八月二十一日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第三百十号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「できる」の下に「都道府県が指定する医療機関等（以下

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関」という。）が記載した」を加え、同号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関以外の保険医療機関におい

て肝がん・重度肝硬変入院関係医療（自己負担額が高額療養費算定基準額を超え

るものに限る。）を受けた者にあつては、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

入院関係医療証明書（指定医療機関以外の保険医療機関用）（別記第四十号様式

の二）の写し並びに領収書及び診療明細書その他の医療内容等を確認することが

できる書類（以下「入院関係医療証明書等」という。）

第九条第三項中「医療機関等」を「保険医療機関」に、「入院医療等」を「入院医

療」に改め、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票」の下に、「入院

関係医療証明書等」を加える。

第十条第一項の表中「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票の写し」

の下に「及び入院関係医療証明書等」を加え、「都道府県が指定する医療機関等（以下

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関」という。）を「保険医療機

関」に改める。

第十六条第三項第三号中「写し」の下に「及び入院関係医療証明書等」を加える。

別表第六疾病の範囲の欄中「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関において」を「保険医療機関において」に改め、同表対象者の欄中「医療保険法各法」を「医療保険各法」に、「又は被扶養者並びに」を「若しくは被扶養者又は」に改め、「であって肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関」を削り、「医療保険法又は」を「医療保険各法又は」に、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関」を「保険医療機関」に改め、同表医療費助成の額の欄中「（平成九年法律百二十三号）」を削り、同表備考一中「若しくは」を「又は」に改める。

別記第三十八号様式(イ)中「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関において」や「保険医療機関において」及び「3月以上ある」の次に「場合であって、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（自己負担額が高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）を受けた月の」を「又は」指定医療機関で」や「保険医療機関で」及び「入院医療記録票」や「入院医療記録票等」に改める。

別記第三十九号様式(イ)中「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関において」や「保険医療機関において」及び「3月以上ある」の次に「場合であって、指定医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（自己負担額が高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）を受けた月の」を「又は」指定医療機関で」や「保険医療機関で」及び「入院医療記録票」や「入院医療記録票等」に改める。

別記第四十号様式中「第9条」を「第5条」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第40号様式の2（第5条関係）

（表）

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院関係医療証明書  
（指定医療機関以外の保険医療機関用）

私は、下記のとおり、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における指定医療機関以外の保険医療機関に入院してウイルス性肝がん・重度肝硬変に係る入院関係医療を受けたので、関係資料を添えてその旨を証明します。

氏名	生年 月日	年	月	日		
住所						
保険者 番号	保険 種別					
被保険者証の 記号・番号						
入院年月日	年	月	日から	年	月	日まで
医療機関名						
医療内容等	関係資料のとおり（領収書、診療明細書等）					

【患者様へのお問い合わせ】  
本証明書は、指定医療機関以外の保険医療機関に入院し、ウイルス性肝がん・重度肝硬変に係る入院関係医療を受けたときに提出していただくものです。当該医療機関で入院関係医療を受けたことを確認できる書類（領収書、診療明細書等）の写しを関係資料として添付し、原本は保管しておいてください。一つの医療機関に入院するたびに、本証明書を作成してください。当該医療機関に下記の「医療機関記入欄」に必要事項を記入していただく上で、都又は指定医療機関に本証明書を提出していただくさい。都から当該医療機関へ問合せする場合がありますので、御了承ください。

【医療機関へのお問い合わせ】  
本証明書は、指定医療機関以外の保険医療機関に入院し、ウイルス性肝がん・重度肝硬変に係る入院関係医療を受けたときに患者様から提出していただくものです。患者様から本証明書が提示されましたら、入院関係医療費担当の方の連絡先について下欄に必要事項を記入してください。

《医療機関記入欄》

医療機関名	
入院関係医療費 担当部署	
入院関係医療費 担当者	
直通電話	

(裏)

【備考】

○指定医療機関へのお願い  
 本証明書は、指定医療機関以外の保険医療機関に入院し、ウイルス性肝がん・重度肝硬変入院関係医療を受けるときに患者様へ提出していただくものです。同時に提示される入院医療記録票に記載されている内容を踏まえて、患者様から本証明書が提示されましたら、同時に提示される入院医療記録票に記載されている内容を踏まえて、入院医療記録票への記載や医療費の助成等の対応をお願いいたします。が提示された場合は、本証明書の内容も踏まえて入院関係医療のカウントを行った上で、入院医療記録票への記載、交付等を行ってください。

【東京都記入欄】

日付	医療内容		保険種別 被保険者の 記号・番号	保険番号 適用区分
	入院関係医療の 自己負担額(円)	高額療養費認定書付額		
〔入院日〕	□ 肝がん・重度肝硬変入院関係医療			
〔入院日〕	○	/		
〔入院日〕	×			
〔入院日〕	□ 肝がん・重度肝硬変入院関係医療			
〔入院日〕	○	/		
〔入院日〕	×			
〔入院日〕	□ 肝がん・重度肝硬変入院関係医療			
〔入院日〕	○	/		
〔入院日〕	×			
〔入院日〕	○	→ □ 全額自己負担		
〔入院日〕	○	→ □ 全額自己負担		

別記第四十三号様式中「できる肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票の写し」の次に、「入院関係医療証明書等」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次のいずれにも該当し、かつ、東京都の区域に住所を有する者が、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和二年十二月二十八日までの間に、この規則による改正後の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(以下「新規則」という。)(第五条第一項第六号に掲げる書類を知事に提出し、その承認を受けたときは、当該者を新規則別表第六に掲げる疾病に係る対象者とみなして、新規則の規定を適用することができる。この場合において、新規則第八条第一項の表八の項の規定の適用については、同項中「申請書を受理した」とあるのは、「東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(令和二年東京都規則第三百三十号)附則第二項第一号及び第二号に該当することとなった」とする。

一 令和二年一月一日から施行日の前日までの間に、新規則別表第六に掲げる疾病に係る対象者の要件(同表対象者の欄第三号及び第四号に掲げるものを除く。)(を満たした者

二 平成三十一年二月から令和二年七月までの間における連続する十二月の期間内に、保険医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療(自己負担額が高額療養費算定基準額を超えるものに限る。)(を三月以上受けた者。ただし、当該期間における当該医療のいずれもが肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関(この規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(以下「旧規則」という。)(第十条第一項の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関をいう。)(において行われた場合を除く。)

3 この規則の施行の際、旧規則別記第三十八号様式から第四十号様式まで及び第四十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第千九十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

令和二年八月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

取消しに係る道路の種類 取消年月日 取消しに係る道路の位置及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 令和二年八月七日 福生市大字福生字武蔵野二丁目四番一から同番四までの各一部 延長一〇六・四五幅員四・〇〇

●東京都告示第千九十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

令和二年八月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

変更に係る道路の種類 変更年月日 変更に係る道路の位置 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 令和二年八月五日 小平市大沼町二丁目四百二十二番二、四百二十三番一、同番四及び四百二十四番一の各一部 延長七三・八六幅員四・〇〇

●東京都告示第千九十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額を次のように変更する。

令和二年八月二十一日

東京都知事 小池 百合子

地域 額 小平市 一四、〇〇〇円

●東京都告示第千九十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和二年八月二十一日

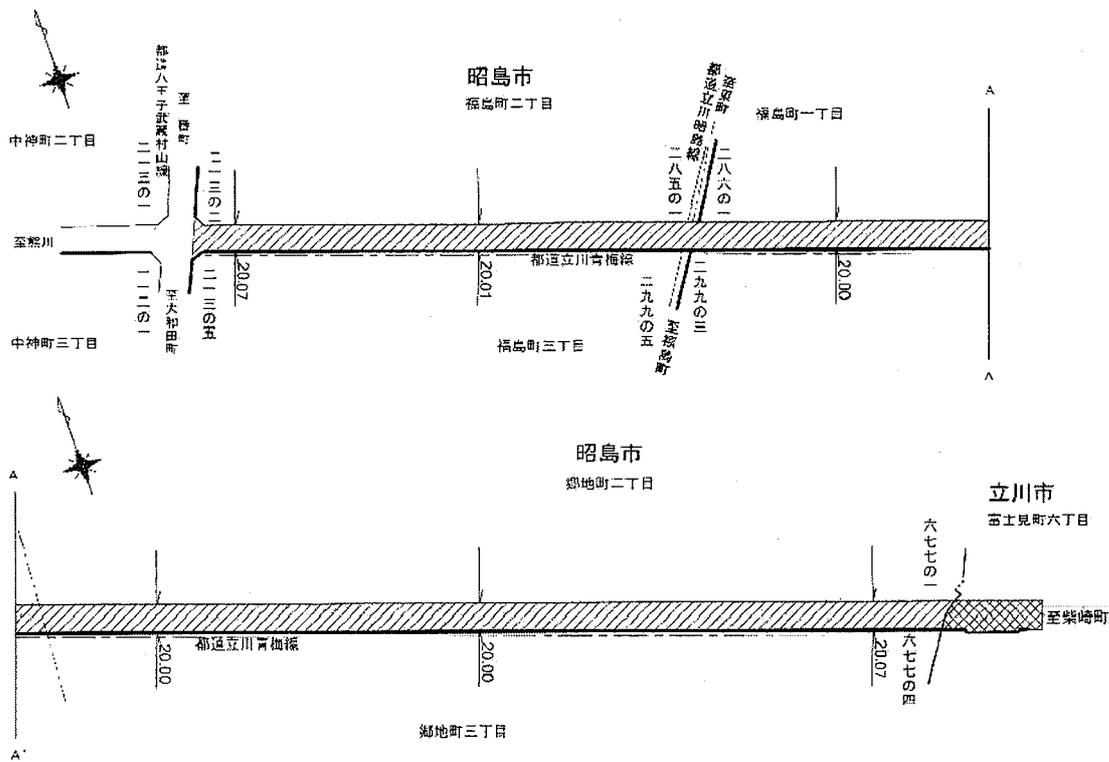
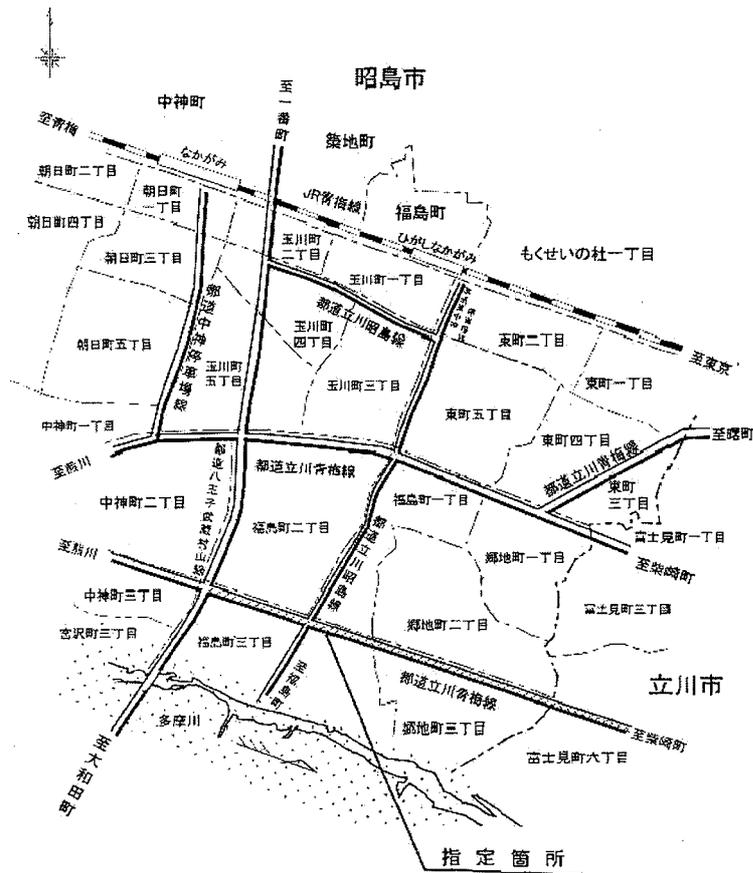
東京都知事 小池 百合子

一 路線名 都道立川青梅線  
二 指定する区間 昭島市郷地町二丁目六百七十七番一地从前同市福島町三丁目二百十五番一

三 指定の概要 地先まで 別図表示のとおり

別図  
 電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道立川青梅線  
 昭島市郷地町二丁目～福島町三丁目

都道  
 指定区間  
 延長一、二一四・九九メートル  
 (電線共同溝予定名称 立川青梅・七号)  
 既指定区間

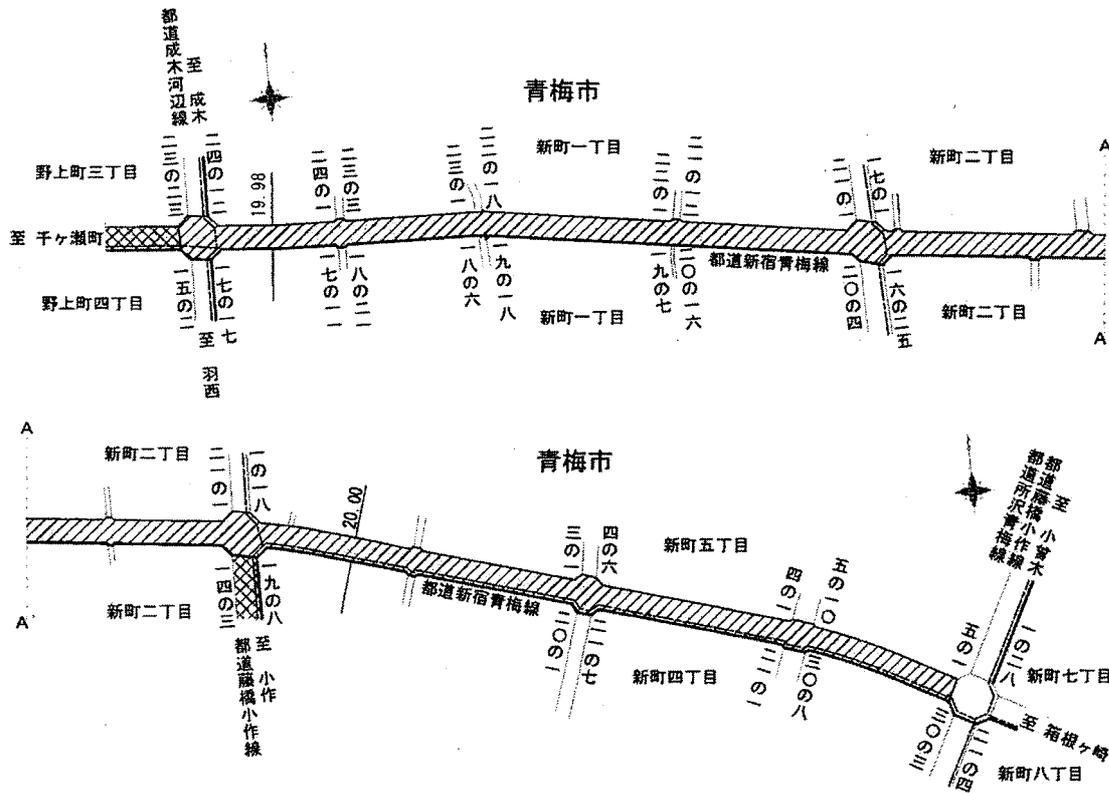
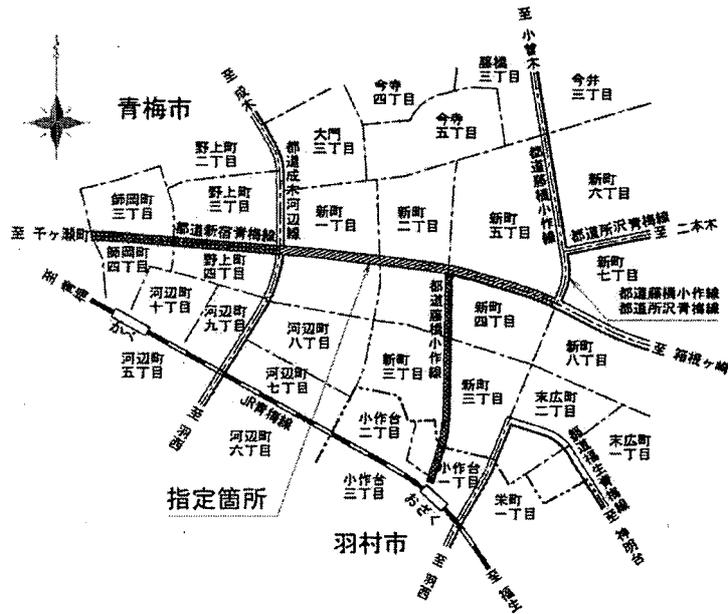


●東京都告示第千九十六号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道新宿青梅線  
 青梅市新町四丁目～野上町三丁目

延長 一、五五八・〇七メートル  
 (電線共同溝予定名称 新宿青梅・六号)  
 指定区間  
 市道  
 都道  
 既指定区間



- 備すべき道路を次のように指定する。  
 令和二年八月二十一日  
 東京都知事 小池百合子
- 一 路線名 都道新宿青梅線
- 二 指定する区間 青梅市新町四丁目三十番三地先から同市野上町三丁目二十三番二十三地先まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

# 告 示 (消)

## ●東京消防庁告示第十七号

消防団員証規程 (平成十七年八月東京消防庁告示第七号) の一部を次のように改正する。

令和二年八月二十一日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

第九条第三項中「三箇月前」を「三か月前」に改める。  
別表表面の項中

写 真	大 小	縦30ミリメートル、横24ミリメートルとしカラーとする。
	服 装	無帽、無背景、正面で頭頂部からあご先までおおむね20ミリメートルとする。
年 月 日	第4条の貸与日及び第9条の更新の日とする。	

写 真	大 小	縦30ミリメートル、横24ミリメートルとしカラーとする。
	服 装	無帽、無背景、正面で頭頂部からあご先までおおむね20ミリメートルとする。

改める。  
別記第一号様式を次のように改める。

### 別記 第1号様式 (第2条関係)

(裏面)

- 1 本団員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 本団員証を亡失したときは、直ちに消防団長を経て消防署長に届け出なければならない。
- 3 消防団員を退職したときは、直ちに消防団長を経て消防署長に届け出なければならない。
- 4 この消防団員証の有効期限は、 年 月 日とする。

備考欄

(表面)

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の消防団員証規程別記第一号様式による消防団員証で、現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、この告示による改正後の消防団員証規程別記第一号様式による消防団員証とみなす。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年八月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

福生市大字福生字武蔵野二千  
四百四番一、同番二並びに同  
番三及び同番四の各一部  
福生市牛浜六十六番地  
清水 勇司

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年八月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

小平市大沼町二丁目四百二十  
二番二、四百二十三番一、同  
番四及び四百二十四番一  
西東京市芝久保町四丁目二  
十六番三号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 佐藤 千尋

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年八月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和二年八月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 コープ国分寺内藤店
- 二 店舗所在地 国分寺市内藤二丁目二十番地十三  
ほか
- 三 設置者名 株式会社豊栄
- 四 設置者住所 国分寺市内藤二丁目二十四番地一  
（仮称）国分寺内藤二丁目プロジ  
ェクト
- 五 変更前の店舗名

六 変更後の店舗名 コープ国分寺内藤店

七 変更前の店舗所在地 国分寺市内藤一丁目二十二番地

八 変更後の店舗所在地 国分寺市内藤一丁目二十番地十三  
ほか

九 変更日 令和元年六月四日ほか

十 届出日 令和二年七月十四日

十一 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十二 縦覧期間

令和二年八月二十一日から同年十二月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 m s b T a m a c h i 田町ステ  
ーションタワーS・タワーN
- 二 店舗所在地 港区芝浦三丁目一番二十一号ほか  
東京ガス不動産株式会社ほか二名
- 三 設置者名 港区港南二丁目十五番三号ほか
- 四 設置者住所 東京ガス不動産株式会社
- 五 変更を行った設置者名 新宿区西新宿三丁目七番一号
- 六 変更前の設置者住所 港区港南二丁目十五番三号
- 七 変更後の設置者住所 港区港南二丁目十五番三号
- 八 変更前の設置者名 小林 裕明
- 九 変更後の設置者名 穴水 孝

<p>代表者名 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ファミリーマート</p>	<p>十一 変更前の小売業者の住所 東京都豊島区東池袋三丁目一番一 号</p>	<p>十二 変更後の小売業者の住所 東京都港区芝浦三丁目一番二十一 号</p>	<p>十三 変更日 令和二年六月二十九日ほか</p>	<p>十四 届出日 令和二年七月十五日</p>	<p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)</p>	<p>十六 縦覧期間 令和二年八月二十一日から同年十 二月二十一日まで。ただし、東京 都の休日に関する条例(平成元年 東京都条例第十号)に定める休日 を除く。</p>	<p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 ロイヤルホームセンター南千住</p> <p>二 店舗所在地 荒川区南千住四丁目一番四号</p> <p>三 設置者名 J A三井リース建物株式会社</p> <p>四 設置者住所 中央区銀座八丁目十三番一号</p> <p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ロイヤルホームセンター株式会社</p> <p>六 変更前の小売業者の住所 大阪府大阪市北区堂島浜二丁目一 番二十九号</p> <p>七 変更後の小売業者の住所 大阪府大阪市西区阿波座一丁目五 番十六号</p>
<p>八 変更日 令和元年十二月十六日</p>	<p>九 届出日 令和二年七月二十一日</p>	<p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)</p>	<p>十一 縦覧期間 令和二年八月二十一日から同年十 二月二十一日まで。ただし、東京 都の休日に関する条例(平成元年 東京都条例第十号)に定める休日 を除く。</p>	<p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 クアリゾート平和島</p> <p>二 店舗所在地 大田区平和島一丁目一番一号</p> <p>三 設置者名 京急開発株式会社</p> <p>四 設置者住所 大田区平和島一丁目一番一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 小山 勝男</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 小倉 俊幸</p>	<p>七 変更日 令和二年六月二十六日</p> <p>八 届出日 令和二年七月二十二日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一 号)</p> <p>十 縦覧期間 令和二年八月二十一日から同年十 二月二十一日まで。ただし、東京 都の休日に関する条例(平成元年 東京都条例第十号)に定める休日 を除く。</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	
<p style="text-align: center;">雑 報</p> <p style="text-align: right;">分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>								

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 令和二年八月二十一日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
 二 発売総額及び枚数  
 第八百六十二回全国自治宝くじ  
 千三百二十億円 四億四千万枚

（六十億円を一単位（一ユニット）として二十  
 二単位（二十二ユニット）。ただし、発売状況  
 により、原則発売総額の百二十五パーセントを  
 上限としてユニット単位で増額する場合はあ  
 る。）

一枚三百円

三 証券金額  
 四 発売期間  
 令和二年十一月二十四日から同年十二月二十五  
 日まで

五 当せん金の額  
 六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売額六十億円に対して四億二千三百五十一万  
 八千五百九十円

八 その他発売経費  
 発売額六十億円に対して三億五千五百一十五千  
 百五十四円

九 受託申請期限  
 令和二年九月四日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

一 名称  
 二 発売総額及び枚数  
 第八百六十三回全国自治宝くじ  
 五百十億円 一億七千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として十七  
 単位（十七ユニット）。ただし、発売状況によ  
 り、原則発売総額の百二十五パーセントを上限  
 としてユニット単位で増額する場合はある。）

一枚三百円

三 証券金額  
 四 発売期間  
 令和二年十一月二十四日から同年十二月二十五  
 日まで

五 当せん金の額  
 六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売額三十億円に対して二億一千四百二十六万  
 五千七百円  
 発売額三十億円に対して一億六千九百八十一万  
 九千五百二十円

八 その他発売経費  
 令和二年九月四日  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

九 受託申請期限  
 令和二年九月四日

十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務  
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
 発売額三十億円に対して二億一千四百二十六万  
 五千七百円  
 八 その他発売経費  
 発売額三十億円に対して一億六千九百八十一万  
 九千五百二十円  
 九 受託申請期限  
 令和二年九月四日  
 十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百四十七号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年八月二十一日

全国道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第八百五十五回全国自治宝くじ  
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額 一億一千万枚 三百三十億円  
(三十億円を一単位(一ユニット)として十一単位(十一ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和二年九月二十三日から同年十月二十日まで

七 抽せん期日 令和二年十月二十七日

八 当せん金支払開始期日 令和二年十一月二日

九 当せん金の額及び当せん数の

等 級	当せん金	当せん本数
一等	三億円	一本
一等の前後賞	一億円	二本
一等の組違い賞	十万円	九十九本
二等	五百万円	二本
三等	百万円	百本
四等	一万円	二万本
五等	三千円	十万本
六等	三百円	百万本
計		百十二万二千四百本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百四十八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和二年八月二十一日

全国道府県知事の名において  
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第八百五十六回全国自治宝くじ  
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号  
三 発売の数及び総額 五千万枚 五百十億円  
(三十億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和二年九月二十三日から同年十月二十日まで

七 抽せん期日 令和二年十月二十七日

八 当せん金支払開始期日 令和二年十一月二日

等 級	当せん金	当せん本数
一等	千万円	十本
二等	五万円	四百本
三等	一万円	十万本
四等	三百円	百万本
計		百十万四百十本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

